第2期

定時株主総会招集ご通知

日時

2020年6月19日(金曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

場所

都ホテル 四日市 4階 伊勢の間

三重県四日市市安島1丁目3番38号

株主総会会場は三重県四日市市となっております。 末尾のご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう ご注意ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である

取締役を除く。) 8名選任

の件

第3号議案 監査等委員である取締役

6名選任の件

株式会社三十三フィナンシャルグループ

証券コード:7322





新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会会場において、感染予防措置を講じる場合がございます。株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申しあげます。

経営理念

地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、 地域とともに成長し、 活力あふれる未来の創造に貢献します。



シンボルマークコンセプト

「33」をモチーフにした2羽の鳥のシンボルマーク。 この2羽の鳥は三重銀行と第三銀行を表すとともに、 地域のみなさまと三十三フィナンシャルグループを表現するものです。 ともに大空へ羽ばたく姿は、地域と三十三フィナンシャルグループの 成長と活力あふれる未来を描いています。

■ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。 当社第2期定時株主総会を2020年6月19日 (金曜日) に開催いたしますので、 ここに招集ご通知をお届けいたします。

> 株式会社三十三フィナンシャルグループ 代表取締役会長 岩間 弘(左) 代表取締役社長 渡辺 三憲(右)



目次

第2期定時株主総会招集ご通知・・・・・・3							
議決権行使は	こついてのご案内 5	틬					
		j					
■株主総会	参考書類	=					
第1号議案	剰余金の処分の件 ・・・・・・ 7	臣					
第2号議案	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件 ・・・・・・8	杉					
第3号議案	監査等委員である取締役 6名選任の件・・・・・・13						

■添付書類

事業報告・・・・・・・・19
連結計算書類・・・・・・・・35
計算書類・・・・・・・・37
監査報告書·····39
株主総会会場ご案内図

三重県松阪市京町510番地

株式会社三十三フィナンシャルグループ

代表取締役社長 渡辺 三憲

第2期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第2期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」 (5頁~6頁) をご高覧のうえ、2020年6月18日 (木曜日) 午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時	2020年6月19日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)					
2. 場 所	三重県四日市市安島1丁目3番38号 都ホテル 四日市 4階 伊勢の間					
3. 目的事項	報告事項 1.第2期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件					
	2. 第2期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件					
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件					

以上

インターネットによる開示事項について

- ■本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第27条の 規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類に は記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に 関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書|及び「連結注記表|
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類の一部であります。

■ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の 当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

https://www.33fg.co.jp/

招集にあたってのご案内

- ■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主さまでない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主さま以外の方はご入場いただけませんので、ご理解を賜りたく存じます。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。
- ■株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
- ■駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会ご出席による議決権行使

開催日時

2020年6月19日 (金曜日) 午前10時

グライフ (受付開始) 午前9時



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限 られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

また、議決権の代理行使にあたっては、代理権を証明する書面をご提出ください。

郵送による議決権行使

行使期限

2020年6月18日 (木曜日) 午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう ご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否の表示をされない 場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限

2020年6月18日 (木曜日) 午後5時まで



QRコードを読み取る方法「スマート行使」もしくは議決権行使コード・パスワードを入力する方法によって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご覧ください

重複して行使された議決権の取扱いについて

- 1. 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2. インターネットによって、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権行使以外に、 当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードか ら、「議決権行使コード」「パスワード」を入力する ことなく、議決権行使ウェブサイトにログインでき ます。

スマート行使による議決権行使は1回のみ可能で す。一度議決権を行使した後で行使内容を変更さ れる場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議 決権行使コード| 「パスワード」をご入力しお手続 きいただく必要があります。



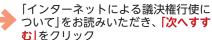
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

STEP 1

STEP 2

議決権行使ウェブサイト にアクセス

https://www.e-sokai.jp



STEP 3

議決権行使書用紙に記載された「議決権 **行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック** 「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降画面の案内に従って替否をご入力 願います。



[ご注意事項]

■議決権行使ウェブサイトをご利用いただ く際の通信料金等は、すべて株主さまの ご負担となります。





お問い合わせ先について

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部

インターネットによる議決権行使について

○ 0120-707-743 受付時間 9:00~21:00

当社株式についてのその他のご照会

○ 0120-707-843 受付時間 平日9:00~17:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する基本方針は、株主のみなさまに対する利益還元を最重要施策の一つと位置づけ、内部留保の充実による自己資本の向上と長期安定的な経営基盤の拡充を図りつつ、安定的な配当を継続することとしております。この基本方針に基づき下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金36円 総額 941,740,632円 当社第一種優先株式 1 株につき金40.5715円 総額 170.400.300円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、当社普通株式1株につき金72円、当社第一種優先株式1株につき金81.143円となります。

また、優先株式の期末配当金は、所定の金額であります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月22日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号			氏:	名		現在の当社における地位及び担当	
1	再任	岩	胃		3	代表取締役会長	
2	再任	渡	ڽٞ ؙػ	ж о	憲	代表取締役社長	
3	再任	[*] د)	憲	ぞう 	取締役	
4	再任	種	橋	潤	治	取締役	
5	再任	井	¢ 5		第 20	取締役兼執行役員 リスク統括部、コンプライアンス 統括部担当	
6	再任	藤	t.	隆	ŠŠ	取締役兼執行役員 業務統括部担当	
7	再任	堀	^ 5	浩	樹	取締役兼執行役員 経営企画部担当	
8	再任	加	藤	芳	·	取締役兼執行役員 人事総務部担当	



岩間

弘

生年月日: 1954年9月13日生

所有する当社の株式の種類及び数: 普通株式 10,750株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1977年 4 月 株式会社第三銀行入行 1998年 1 月 同行石薬師支店長 2000年 6 月 同行亀山支店長 2003年 6 月 同行総合企画部長

2004年 6 月 同行執行役員総合企画部長

2007年 6 月 同行取締役兼執行役員総合企画部長

2010年 6 月 同行常務取締役兼執行役員 2012年 6 月 同行取締役頭取兼執行役員 2018年 4 月 当社代表取締役会長(現任)

2018年6月 株式会社第三銀行取締役頭取 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社第三銀行取締役頭取

■ 取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社第三銀行において、2007年6月に取締役兼執行役員に就任し、2010年6月からは常務取締役兼執行役員、2012年6月からは取締役頭取を務めております。また、2018年4月より当社代表取締役会長を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号 2 渡

三憲

生年月日: 1954年11月29日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 14,100株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月 株式会社住友銀行

(現 株式会社三井住友銀行)入行

2004年 4 月 株式会社三井住友銀行執行役員

2008年 4 月 同行常務執行役員

2011年 4 月 同行取締役兼専務執行役員

2013年 5 月 株式会社三重銀行顧問

2013年 6 月 同行副頭取執行役員

2013年 6 月 同行取締役副頭取兼副頭取執行役員

2015年 4 月 同行取締役頭取 (現任) 2018年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三重銀行取締役頭取

■ 取締役候補者とした理由

株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員を経て、当社グループの株式会社三重銀行において、2013年6月に取締役副頭取兼副頭取執行役員に就任し、2015年4月からは取締役頭取を務めております。また、2018年4月より当社代表取締役社長を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてまいりました。

候補者

生年月日:1942年12月13日生

所有する当社の株式の種類及び数: 普通株式 9.800株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1965年 4 月 大蔵省入省

1984年 6 月 国際金融局企画課長

1985年 6 月 近畿財務局総務部長

1989年7月 青森県副知事

1992年 6 月 関東財務局長

1993年 7月 公営企業金融公庫理事

1997年 3 月 株式会社第三銀行顧問

1997年 6 月 同行専務取締役

2000年6月 同行取締役副頭取

2001年 6 月 同行取締役頭取 2008年6月 同行取締役会長

2012年 5 月 同行取締役会長兼頭取 2012年6月 同行取締役会長 (現任)

2018年 4 月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社第三銀行取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

関東財務局長、公営企業金融公庫理事などを経て、当社グループの株式会社第三銀行において、1997年6月に専務取締役 に就任し、2001年6月からは取締役頭取、2008年6月からは取締役会長を務めております。また、2018年4月より当社取 締役を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の実効性を高めてま いりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待で きると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者



生年月日:1950年7月22日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 24.700株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

株式会社住友銀行 1973年 4 月

(現 株式会社三井住友銀行) 入行

2002年 6 月 株式会社三井住友銀行執行役員

2004年 1 月 同行常務執行役員

株式会社三井住友フィナンシャル 2004年 6 月 グループ常務執行役員

2005年 6 月 同社取締役

2006年 4 月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員

2008年5月 株式会社三重銀行顧問

2008年 6 月 同行取締役副頭取兼副頭取執行役員

2009年 4 月 同行取締役頭取

2015年 4 月 同行取締役会長 (現任)

2018年 4 月 当社取締役 (現任)

■重要な兼職の状況

株式会社三重銀行取締役会長、四日市商工会議所会頭、三重県商工会議所連合会会長

■取締役候補者とした理由

株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員を経て、当社グループの株式会社三重銀行において、2008年6月に取締役副 頭取兼副頭取執行役員に就任し、2009年4月からは取締役頭取、2015年4月からは取締役会長を務めております。また、 2018年4月より当社取締役を務め、企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会の意思決定機能及び監督 機能の実効性を高めてまいりました。

あつし 篤

生年月日: 1955年11月8日生

所有する当社の株式の種類及び数: 普通株式 7.140株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年 4 月 株式会社第三銀行入行

2005年6月 同行リスク管理部長

2008年6月 同行営業本部営業企画部長

2009年6月 同行執行役員営業本部営業企画部長

2010年6月 同行執行役員総合企画部長

2012年 6 月 同行取締役兼執行役員総合企画部長

2013年 6 月 同行常務取締役兼執行役員

当社取締役兼執行役員 リスク統括部、コンプライアン ス統括部担当 (現任) 2018年 4月

2018年 6 月 株式会社第三銀行取締役兼専務執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

株式会計第三銀行取締役兼専務執行役員

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社第三銀行において、2012年6月に取締役兼執行役員に就任し、2013年6月からは常務取締役兼 執行役員、2018年6月からは取締役兼専務執行役員を務めております。また、2018年4月より当社取締役兼執行役員を務め、 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待で きると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者

生年月日: 1957年9月14日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 7.210株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1980年 4 月 株式会社第三銀行入行

1998年 1月 同行戸田支店長

2001年10月 同行平田駅前支店長

2007年6月 同行営業本部営業企画部長

2010年6月 同行執行役員システム企画部長

2012年6月 同行取締役兼執行役員システム企画部長

2014年 6 月 同行取締役兼執行役員事務統括部長

2015年 6 月 同行常務取締役兼執行役員融資本部長

2018年 4 月 当社取締役兼執行役員 業務統括部担当 (現任)

2018年6月 株式会社第三銀行取締役兼常務執行役員融資本部長(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社第三銀行取締役兼常務執行役員融資本部長

取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社第三銀行において、2012年6月に取締役兼執行役員に就任し、2015年6月からは常務取締役兼 執行役員、2018年6月からは取締役兼常務執行役員を務めております。また、2018年4月より当社取締役兼執行役員を務め、 経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

候補者番号

堀内

浩樹

生年月日: 1963年11月14日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 2,400株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月 株式会社三重銀行入行 2011年 4 月 同行市場金融部長 2013年11月 同行総合企画部長 2014年 4月 同行執行役員総合企画部長

2017年 4 月 同行常務執行役員総合企画部長 (現任)

2018年 4 月 当社取締役兼執行役員 経営企画部担当 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三重銀行常務執行役員総合企画部長

■ 取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社三重銀行において、2014年4月に執行役員に就任し、2017年4月からは常務執行役員総合企画部長を務めております。また、2018年4月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番 号

加藤

芳毅

生年月日:1962年4月6日生

所有する当社の株式の種類及び数: 普通株式 1.925株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月 株式会社三重銀行入行 2011年 5 月 同行品質向上部長

2013年 4月 同行人事部長

2014年 4月 同行執行役員人事部長

2016年 4 月 同行常務執行役員人事部長

2018年 4 月 当社人事総務部担当部長

2019年 4月 当社執行役員人事総務部担当部長

2019年 5 月 株式会社三重銀行常務執行役員(現任)

2019年6月 当社取締役兼執行役員 人事総務部担当 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三重銀行常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社三重銀行において、2014年4月に執行役員に就任し、2016年4月からは常務執行役員を務めております。また、2019年6月より当社取締役兼執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしてまいりました。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

監査等委員である取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、 監査体制の強化・充実を図るために2名を増員し、監査等委員である取締役6名の選任をお願いいたした いと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名					現在の当社における地位及び担当	
1	再任	坂	* E	康	隆		取締役(常勤監査等委員)
2	再任	藤	原	。 信	義	社 外 独立役員	社外取締役(監査等委員)
3	再任	野	\$	留	彦	社 外 独立役員	社外取締役(監査等委員)
4	再任	* * * *	<i>* t t t t t t t t t t</i>	^{つ ね} 典	明	社 外 独立役員	社外取締役(監査等委員)
5	新任	^{た ね}	村		均	社 外 独立役員	_
6	新任	* U	të	する	み江	社 外	_

候補者 4 番 号

坂本

康隆

生年月日: 1959年4月23日生

所有する当社の株式の種類及び数: 普通株式 4.540株

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4 月 株式会社第三銀行入行 2001年10月 同行千里支店長

2009年8月 同行桑名支店長

2013年 6月 同行執行役員経営戦略プロジェク

2014年8月 同行執行役員営業本部副本部長

2015年 6 月 同行取締役兼執行役員事務統括部長

2016年 6 月 同行取締役監査部長

2018年 4 月 当社取締役(監査等委員)(現任)

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

当社グループの株式会社第三銀行において、取締役兼執行役員事務統括部長、取締役監査部長などを務め、2018年4月からは当社取締役(監査等委員)として、公正かつ中立な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行することが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者 号 2

藤原

信義

生年月日: 1945年1月22日生

所有する当社の株式の種類及び数: 普通株式 3,200株

再任

社 外 独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月 富士製鐵株式会社

(現日本製鉄株式会社)入社

1997年6月 新日本製鐵株式会社

(現日本製鉄株式会社) 取締役

2001年 4 月 同社常務取締役

2005年 4 月 同社代表取締役副社長

2007年 6 月 山陽特殊製鋼株式会社代表取締役社長

2012年6月 株式会社三重銀行社外取締役

2012年 6 月 山陽特殊製鋼株式会社取締役相談役

2013年 6 月 同社相談役

2018年 4 月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

新日本製鐵株式会社代表取締役副社長、山陽特殊製鋼株式会社代表取締役社長を歴任されるなど経営者としての豊富な経験と知見を有しております。また、2012年6月に当社グループの株式会社三重銀行において社外取締役に就任し、2018年4月からは当社社外取締役(監査等委員)として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



野呂

昭彦

生年月日:1946年8月28日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 470株

再任

社 外 独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年12月 衆議院議員

(1996年9月まで、連続4期)

1990年 2月 厚生政務次官

2000年5月 松阪市長(2003年2月退任)

2003年 4月 三重県知事 (2011年 4 月退任)

2017年6月 株式会社第三銀行社外取締役(監査等委員) 2018年4月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

過去に社外役員となること以外の方法で、企業経営に直接関与したことはありませんが、衆議院議員、松阪市長、三重県知事を歴任されるなど豊富な経験と知見を有しております。また、2017年6月に当社グループの株式会社第三銀行において社外取締役(監査等委員)に就任し、2018年4月からは当社社外取締役(監査等委員)として、経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者 番 号

生年月日: 1954年10月1日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 1,300株

再任

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4 月 公認会計士登録 (現任)

1984年 9月 税理士登録 (現任)

1985年10月 古川典明公認会計士事務所創設 (現任)

工豆碱(坑江) 曲明公認会計十事務所創設 2012年

1986年10月 株式会社古川経営総合研究所

(現株式会社ミッドランド経営)代表取締役(現任)

2012年 6 月 株式会社三重銀行社外監査役

2012年9月 ミッドランド税理士法人代表社員(現任) 2018年4月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社ミッドランド経営代表取締役、古川典明公認会計士事務所所長、ミッドランド税理士法人代表社員、 株式会社メディカルー光グループ社外監査役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

株式会社ミッドランド経営代表取締役、公認会計士及び税理士として豊富な経験と知見を有しております。また、2012年6月に当社グループの株式会社三重銀行において社外監査役に就任し、2018年4月からは当社社外取締役(監査等委員)として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性を高めてまいりました。

引き続き、これらの豊富な経験や知見を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

均

生年月日: 1948年3月27日生

所有する当社の株式の種類及び数:普通株式 一株

新任

社 外 独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1971年 4月 日本陶器株式会社 (現 株式会社 2013年 6月 同社代表取締役会長

ノリタケカンパニーリミテド)入社 2015年 6月 大同特殊鋼株式会社社外取締役(現任)

2007年 6月 株式会社ノリタケカンパニー 2017年 6月 名港海運株式会社社外取締役(現任) リミテド取締役副社長 株式会社ノリタケカンパニーリミテド

2008年 6月 同社代表取締役社長 2018年 6月 (現任) 相談役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社ノリタケカンパニーリミテド相談役、大同特殊鋼株式会社社外取締役、名港海運株式会社社外取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

株式会社ノリタケカンパニーリミテド代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任されるなど経営者としての豊富な経験や知見を有しております。

これらの知見や幅広い経験を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

吉田すみ江

牛年月日:1976年1月29日生

所有する当社の株式の種類及び数: 普通株式 100株

新 任

社 外

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1999年 4月ニチハ株式会社入社2011年12月あおば総合法律事務所創設(現任)2005年 3月同社退職2016年 6月株式会社三重銀行社外監査役

2009年12月 弁護士登録(現任) 2018年 4月 同行社外取締役(監査等委員)(現任)

2010年 1月 さくら総合法律事務所入所 2019年 4月 三重弁護士会副会長

■ 重要な兼職の状況

あおば総合法律事務所弁護士、株式会社三重銀行社外取締役(監査等委員)

(注)株式会社三重銀行社外取締役(監査等委員)については、2020年6月19日付で退任する予定であります。

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

過去に社外役員となること以外の方法で、会社経営に直接関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知見と幅広い経験を有しております。また、当社グループの株式会社三重銀行において、2016年6月に社外監査役に就任し、2018年4月からは社外取締役(監査等委員)として経営陣から独立した立場で的確な提言を行うなど経営全般の監督の役割を果たしてまいりました。

これらの知見や幅広い経験を当社の経営の監査・監督に活かし、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査 等委員である社外取締役候補者といたしました。 (注) 1. 古川典明氏が代表取締役を務める株式会社ミッドランド経営と当社の子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行との間には、通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約(株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行が紹介した顧客と同社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約)があります。また、同社と当社の子会社である株式会社三十三総研との間には、顧問契約があります。なお、同氏が代表社員を務めるミッドランド税理士法人と株式会社三重銀行との間には、通常の銀行取引があります。

株式会社ミッドランド経営及びミッドランド税理士法人と当社グループとの間における取引額等については、同社及び同法人それぞれの売上高に占める当社グループとの取引による売上高並びに当社の連結業務粗利益に占める同社及び同法人それぞれとの取引による業務粗利益はいずれも1%未満であります。 その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 2. 藤原信義氏、野呂昭彦氏、古川典明氏、種村均氏及び吉田すみ江氏は、社外取締役候補者であります。
- 3. 藤原信義氏、野呂昭彦氏、古川典明氏、種村均氏及び吉田すみ江氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断 基準」を満たしております。藤原信義氏、野呂昭彦氏及び古川典明氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれの ない独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ており、3氏の選任をご承認いただいた場合 には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、種村均氏及び吉田すみ江氏につきましても、選 任をご承認いただいた場合には独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
- 4. 藤原信義氏、野呂昭彦氏及び古川典明氏の当社社外取締役(監査等委員)としての在任期間は、それぞれ本定時 株主総会終結の時をもって2年3ヵ月となります。

藤原信義氏は、2012年6月から2018年3月まで、当社の子会社である株式会社三重銀行の社外取締役に就任しておりました。

野呂昭彦氏は、2017年6月から2018年3月まで、当社の子会社である株式会社第三銀行の社外取締役(監査等委員)に就任しておりました。

古川典明氏は、2012年6月から2018年3月まで、当社の子会社である株式会社三重銀行の社外監査役に就任しておりました。

吉田すみ江氏は、2016年6月から2018年3月まで、当社の子会社である株式会社三重銀行の社外監査役に就任しておりました。また、同氏は、2018年4月から株式会社三重銀行の社外取締役(監査等委員)に就任しておりますが、2020年6月19日付で退任する予定であります。

- 5. 当社は、藤原信義氏、野呂昭彦氏及び古川典明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であり、3氏の選任をご承認いただいた場合には当該契約を継続する予定であります。また、種村均氏及び吉田すみ江氏につきましても、選任をご承認いただいた場合には、両氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- 6. 吉田すみ江氏の戸籍上の氏名は、今尾すみ江であります。

以上

(ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

- 第1条 当社において社外取締役が独立性を有すると判断するためには、以下の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 現在において、当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人 (以下、「業務執行者」という。) ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業 務執行者であったことがないこと。
 - (2) その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者であったことがないこと。
 - (3) ①当社グループを主要な取引先(※1) とする者またはその業務執行者でないこと。 ②当社グループの主要な取引先(※1) またはその業務執行者でないこと。
 - (4) 現在または最近において、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(※2)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(その者が法人等の場合は、その法人等に所属する者をいう。)でないこと。
 - (5) ①当社の取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の近親者(※3)でないこと。
 - ②最近において当社グループの業務執行者または非業務執行取締役であった者(重要でない者を除く。)の近親者でないこと。
 - ③(3)(4)の要件に抵触する者(重要でない者を除く。)の近親者でないこと。
 - (6) 現在において、当社の主要株主(その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。)でないこと。
 - (7) 現在において、当社グループから多額の寄付(※2)を受ける者(その者が法人等である場合には、その法人等の業務執行者をいう。)でないこと。
- 第2条 前条に定める要件に形式的に抵触しない場合であっても、総合的に判断した結果、独立性に疑義がある場合には独立性を否定することがある。また、形式的に抵触する場合であっても、総合的に判断した結果、実質的に独立性を有すると判断される場合には、その理由を明らかにすることによって独立性を認めることもある。
 - ※1 「主要な取引先」とは、直近の事業年度における年間連結総売上高(当社の場合は年間連結業務粗利益)の2%以上を基準に判定する。
 - ※ 2 「多額の金銭その他の財産」「多額の寄付」とは、過去3年平均で年間1,000万円を超える場合を基準に判定する。
 - ※3 「近親者」とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

以上

添付書類 第2期 (2019年4月1日から)事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

<企業集団の主要な事業内容>

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社三重銀行(以下、「三重銀行」といいます。)、株式会社第三銀行(以下、「第三銀行」といい、三重銀行と第三銀行を総称して、以下、「両行」といいます。)を含む連結子会社13社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

<金融経済環境>

当期(2019年4月~2020年3月)におけるわが国の経済を振り返りますと、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱など、世界経済に対する不透明感の高まりから、製造業の生産活動は弱い動きが続きました。個人消費も、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減に、大型台風や暖冬などの天候要因も加わり、一時的に大きく下振れました。また、2020年2月下旬以降は、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に大きな混乱をもたらし、わが国の景気の足取りは一段と弱まりました。

当社の主な営業基盤であります三重県においては、世界経済が全般的に勢いを欠くなか、自動車の生産は低調な推移となりましたが、世界的な半導体需要の底入れを受け、電子部品・デバイスは持ち直しの動きがみられました。また、個人消費も、消費増税前の駆け込み需要や、その後の反動減などの振れを伴いながらも、底堅い推移が続きました。一方、足許では新型コロナウイルスの流行により、県内の観光施設や商業施設の来場者数が大幅に減少するなど、景気は年度後半にかけて急激に減速感が強まりました。

<企業集団の事業の経過及び成果等>

このような経済環境の下、当社グループは、第1次中期経営計画(2018年4月~2021年3月)において、「質の高い地域ナンバー1金融グループ」をビジョンとして掲げ、中期経営計画で掲げている「リレーションの構築」、「ソリューションの提供」、「効率化と最適化」、「強固な経営基盤の構築」の4つの基本方針のもと、統合効果の早期実現と強固な経営基盤の構築を目指し、様々な施策に取り組んでまいりました。

「リレーションの構築」では、お客さまとの接点拡大のため、M&Aセミナーや補助金セミナー、相続セミナー等により情報提供に努めました。また、マイカーローンやフリーローン等の個人ローンにおいてWeb完結を導入したほか、投資信託や生命保険の申込みを専用のタブレット端末により受付できる体制を構築し、お客さまの利便性向上やご負担の軽減を図りました。

「ソリューションの提供」では、地域における創業・新事業の掘り起しや展開を促進し、事業化に向けたサポートを実施する「ビジネスプランコンテスト」を昨年に続き開催したほか、コンサルティング営業を強化するため、両行で保険会社や証券会社からの出向を受け入れ、お客さまのライフステージに応じたソリューションの提供に努めました。

また、預金などのキャンペーンを共同展開したほか、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信

託と提携し、「家族信託コンサル紹介サービス」及び「信託口口座開設」の取扱いを開始するなど、お客さまのニーズに対応する商品・サービスの提供にも努めました。

「効率化と最適化」では、人材交流を通じたノウハウの相互活用とコンサルティング力を有する人材育成に取り組みました。2019年4月には第三銀行の本部組織である「経済研究所」を「株式会社三十三総研」に統合したほか、2019年5月には両行の東京支店を移転し、グループとして初めての共同店舗による営業を開始するなど、業務面での効率化を図りました。

「強固な経営基盤の構築」では、グループ間の緊密な連携による強固な経営管理態勢に加え、人材交流や共同研修の開催を通じて相互理解を深め、一体感のある企業文化の醸成を図りました。また、グループのプレゼンス強化のため、2019年4月より従来のCSR私募債を商品改定し、SDGs私募債の取扱いを開始したほか、2019年11月には昨年に引き続き、菰野町等と共同で「ONSEN・ガストロノミーウォーキングin湯の山温泉」を開催するなど、お客さまとともに地域社会への貢献活動を支援するとともに、地方公共団体等と更なる連携強化に取り組みました。また、当社グループを広く知っていただくために、イメージキャラクターを親しみやすいサンリオの「ポムポムプリン」に決定し、両行の通帳、キャッシュカード及び各種ノベルティに展開しております。

また、2021年5月に予定している両行の合併に向けた取組みでは、両行で店名・店番が重複している店舗につきまして、2019年6月から10月にかけて店名・店番変更を行ったほか、新たな組織体制の構築やシステム統合に向けた準備などを進めるとともに、両行の役職員の融和を図ってまいりました。

(当社グループの連結業績)

主要な勘定残高につきましては、預金等 (譲渡性預金を含む。) は前期末比541億円減少し3兆5,492億円、貸出金は前期末比2億円増加し2兆7,097億円となりました。また、有価証券は前期末比1,059億円減少し8.793億円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は株式等償却が増加したことなどから前期比16億5百万円減少し61億78百万円となりました。また、前期は経営統合に伴う「負ののれん発生益」463億61百万円を特別利益に計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比481億26百万円減少し41億51百万円となりました。

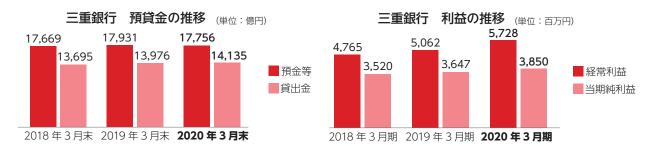
なお、主要な子会社である三重銀行及び第三銀行の単体業績につきましては、以下のとおりとなりました。

(三重銀行)

主要な勘定残高につきましては、預金等(譲渡性預金を含む。)は前期末比175億円減少し1兆7,756億円、貸出金は前期末比159億円増加し1兆4,135億円となりました。また、有価証券は前期末比435億円減少し3,853億円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は貸倒引当金繰入額が減少したことなどから前期比6億66百万円増

加し57億28百万円となり、当期純利益は前期比2億3百万円増加し38億50百万円となりました。



(第三銀行)

主要な勘定残高につきましては、預金等(譲渡性預金を含む。)は前期末比411億円減少し1兆7,912億円、貸出金は前期末比134億円減少し1兆3,089億円となりました。また、有価証券は前期末比605億円減少し4,983億円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は非金利収益の増強などに努めましたが、資金利益の減少が大きく、前期比11億49百万円減少し39億4百万円となり、当期純利益は前期比11億32百万円減少し31億44百万円となりました。



<企業集団の対処すべき課題>

新型コロナウイルス感染拡大により、経済活動が抑制される中、景気の下押し圧力は急速に強まってきております。当社グループでは事業者、個人のお客さまからのご融資やご返済に関する相談に迅速かつきめ細かく対応することで、地域に対する十分な資金供給を図り、金融仲介機能を発揮していくことが最優先の課題であると考えております。

中長期的には、地域金融機関の経営環境は人口減少や高齢化の進展等社会の構造的な問題が及ぼす地域経済への影響の増大に加え、FinTech等の台頭、市場金利の低下等の金融環境変化がもたらす金融機関同士の競争

激化等により大きく変化しており、こうした環境変化への対応力がこれまで以上に求められております。

このような環境の下、第1次中期経営計画のテーマでもあります「統合効果の早期実現・最大化」及び「強 固な経営基盤の構築」を実現し、地域とともに成長し続けることが使命であると認識しております。

三十三フィナンシャルグループの目指すビジネスモデルは、地域のお客さまと圧倒的なリレーションを構築し、お客さまの経営課題やニーズに対して多様なソリューションを提供することで、「お客さま、地域経済」と「三十三フィナンシャルグループ」がともに成長する好循環を実現することです。第1次中期経営計画の最終年度となる今年度は、総仕上げの年として各種施策を着実に実践することで、両行の強みと高い補完関係を存分に発揮して統合効果を実現し、ビジョンとして掲げる「質の高い地域ナンバー1金融グループ」を目指してまいります。

また、2021年5月の両行の合併に向けて、引続き万全な準備を進めるとともに、今後とも、当社グループの企業価値の更なる向上を目指し、役職員一同総力を結集して取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましても、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:億円)

				2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経	常	収	益	_	_	696	711
 経	常	利	益	_	_	77	61
親会	社株主に期 純	帰 属 利	する 益	_	_	522	41
包	括	利	益	_	_	543	△ 137
純	資	産	額		_	2,443	2,274
総	資		産	_	_	40,709	39,369

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、2018年4月2日設立のため、2017年度以前の状況については記載しておりません。
 - 3. 2018年度に負ののれん発生益463億円を特別利益に計上しております。

口. 当社の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営 業 収 益	_	_	30	32
受 取 配 当 金	_	_	22	22
銀行業を営む子会社	_	_	22	22
その他の子会社	_	_	_	_
当 期 純 利 益	百万円 —	百万円 一	百万円 2,242	百万円 2,272
1 株当たり当期純利益	円 銭 —	円 銭 一	円 銭 72 90	円 銭 74 22
総 資 産 額	_	_	1,672	1,602
銀行業を営む子会社株式等	_	_	1,589	1,589
その他の子会社株式等	_	_	_	_

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社は、2018年4月2日設立のため、2017年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

				当年度末			前年度末		
			銀行業	リース業	その他の事業	銀行業	リース業	その他の事業	
使	用	人	数	2,552人	49人	158人	2,606人	40人	157人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社三重銀行

① 営業所等の推移

			当年度末		前年度末		
Ξ	重	県	57店	うち出張所 (—)	57店	うち出張所 ()	
愛	知	県	16	(—)	16	(—)	
東	京	都	1	(—)	1	(—)	
大	阪	府	1	(—)	1	(—)	
合		計	75	(—)	75	(—)	

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を85ヵ所、株式会社セブン銀行との提携によるセブン銀行 ATMを23,389ヵ所及び株式会社ローソン銀行との提携によるローソン銀行ATMを13,330ヵ所それぞれ設置しております。
- ② 当年度新設営業所

該当ございません。

- (注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。
 - ○店舗外現金自動設備の新設(次の2ヵ所)

長太支店

ー号舘楠店出張所 イオンタウン四日市泊出張所

三重県四日市市 三重県四日市市

○店舗外現金自動設備の廃止 (次の1ヵ所)

白子支店

近鉄白子駅前出張所

三重県鈴鹿市

③ 株式会社三重銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧該当ございません。

④ 株式会社三重銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ございません。

株式会社第三銀行

① 営業所等の推移

			当年度末		前年度末	₹
Ξ	重	県	64店	うち出張所 (3)	64店	うち出張所 (3)
愛	知	県	18	(—)	18	(—)
岐	阜	県	1	(—)	1	(—)
奈	良	県	2	(—)	2	(—)
和	歌山	県	5	(—)	5	(—)
東	京	都	1	(—)	1	(—)
大	阪	府	5	(—)	5	(—)
	ì	計	96	(3)	96	(3)

(注)上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を117ヵ所、株式会社セブン銀行との提携によるセブン銀行 ATMを23.389ヵ所及び株式会社ローソン銀行との提携によるローソン銀行ATMを13.330ヵ所それぞれ設置し ております。

三重県名張市

② 当年度新設営業所

該当ございません。

(注) 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止いたしました。

○店舗外現金自動設備の新設(次の1ヵ所)

桔梗が丘支店 近鉄プラザ桔梗が丘出張所

○店舗外現金自動設備の廃止(次の10ヵ所)

大阪支店 阿倍野出張所 大阪市阿倍野区 一身田支店 白塚出張所 =重県津市 給鹿支店 神戸出張所 =重県給鹿市 桑名支店 播磨出張所 三重県桑名市 七和支店 星川サンシティ出張所 二重県桑名市 戸田支店 蟹汀出張所 愛知県海部郡蟹江町 桜井支店 橿原出張所 奈良県橿原市 高柳支店 伊勢駅前出張所 三重県伊勢市 ポルタひさい出張所 =重県津市 久居支店 岐阜県岐阜市 大垣支店 岐阜出張所

- ③ 株式会社第三銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧該当ございません。
- ④ 株式会社第三銀行が営む銀行代理業等の状況 該当ございません。
- ロ. リース業及びその他の事業

リース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 ロ. 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合 計
設備投資の総額	6,942	359	47	7,349

- (注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
- 口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事業別			会社名	内 容	金額
48	業	株式会社三重銀行	店舗他事務機器等	1,934	
銀	1 J	未	株式会社第三銀行	ソフトウェア	2,201

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ. 親会社の状況該当ございません。
- 口. 子会社等の状況

		- 一 	設立	次十人	当社が有する子会	7 A /H
会社名 ————————————————————————————————————	所在地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	社等の議決権比率	その他
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地 7番8号	銀 行 業	1895年 11月15日	百万円 15,295	100.00 %	
株式会社第三銀行	三重県松阪市京町 510番地	銀 行 業	1927年 7月24日	百万円 37,461	100.00 %	_
三重銀総合リース株 式 会 社	三重県四日市市幸町 2番4号	リース業務投資業務	1979年 8月22日	百万円 90	(90.00) %	_
株 式 会 社 三 重 銀 カ ー ド	三重県四日市市幸町 2番4号	クレジットカード業務	1982年 7月3日	百万円 90	(95.00) %	_
三重銀信用保証株 式 会 社	三重県四日市市幸町 2番4号	信用保証業務	1986年 4月23日	百万円 480	(100.00) %	_
三重銀コンピュータ サービス株式会社	三重県四日市市十七軒町 15番1号	コンピュータシステム 開発業務	1991年 6月18日	百万円 30	(100.00) %	_
株式会社三十三総研	三重県四日市市西新地 7番8号	企業経営に関する 情報提供・相談業務	1996年 5月8日	百万円 50	(90.00) %	_
三銀 ビジネス・ サービス株式会社	三重県松阪市中央町 527番地の1	現 金 整 理 業 務	1980年 7月24日	百万円 30	(100.00) %	_
三銀コンピューター サービス株式会社	三重県松阪市中央町 520番地の1	コンピューターによる計 算 受 託 業 務	1992年 1月10日	百万円 20	(100.00) %	_
三銀不動産調査株 式 会 社	三重県松阪市長月町 88番地の21	担保不動産評価業務	1992年 2月14日	百万円 20	(100.00) %	_
第三カードサービス 株 式 会 社	三重県松阪市中央町 303番地の1	クレジットカード業務	1988年 4月1日	百万円 60	(100.00) %	_
三重総合信用株式会社	三重県松阪市中央町 303番地の1	信用保証業務	1974年 4月1日	百万円 40	(100.00) %	_
三重リース株式会社	三重県松阪市宮町 172番地の8	総合リース業務	1975年 6月28日	百万円 80	(100.00) %	_

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社が有する子会社等の議決権比率の欄の() は間接議決権比率であります。
 - 3. 上記の重要な子会社等は全て連結対象としております。

重要な業務提携の概況 該当ございません。

(7) 主要な借入先

該当ございません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員(取締役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職	その他
岩	間		弘	取締役会長 (代表取締役)	株式会社第三銀行 取締役頭取(代表取締役)	
渡	辺	Ξ	憲	取締役社長 (代表取締役)	株式会社三重銀行 取締役頭取(代表取締役)	
谷	Ш	憲	Ξ	取締役	株式会社第三銀行 取締役会長(代表取締役)	
種	橋	潤	治	取締役	株式会社三重銀行 取締役会長(代表取締役) 四日市商工会議所 会頭 三重県商工会議所連合会 会長	
井			篤	取締役兼執行役員 (リスク統括部・コンプライアンス統括部担当)	株式会社第三銀行 取締役兼専務執行役員	
藤	Ш	隆	弘	取締役兼執行役員 (業務統括部担当)	株式会社第三銀行 取締役兼常務執行役員 融資本部長	
堀	内	浩	樹	取締役兼執行役員 (経営企画部担当)	株式会社三重銀行 常務執行役員総合企画部長	
加	藤	芳	毅	取締役兼執行役員 (人事総務部担当)	株式会社三重銀行 常務執行役員	
坂	本	康	隆	取締役(監査等委員) (常勤監査等委員)		(注) 1
藤	原	信	義	取締役(監査等委員) (社外取締役)		(注) 2 (注) 3
野	呂	昭	彦	取締役(監査等委員) (社外取締役)		(注) 2
古	JII	典	明	取締役(監査等委員) (社外取締役)	株式会社ミッドランド経営 代表取締役 古川典明公認会計士事務所 所長 ミッドランド税理士法人 代表社員 株式会社メディカル一光 グループ 社外監査役	(注) 2 (注) 4

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 坂本康隆氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高 めるためであります。
 - 2. 取締役(監査等委員)藤原信義、野呂昭彦、古川典明の各氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 3. 取締役(監査等委員)藤原信義氏は、新日本製鐵株式会社(現 日本製鉄株式会社)における財務及び会計に関する業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 取締役(監査等委員) 古川典明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区分	支給人数	報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	9人	72
取 締 役 (監査等委員)	4人	31
合 計	13人	103

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 報酬限度額については、2019年6月21日開催の第1期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が年額300百万円以内、監査等委員である取締役が年額60百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
藤原信義	 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償
野呂昭彦	責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定
古川典明] する最低責任限度額としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

1 7 1-1 11-11 1	
氏 名	兼職その他の状況
古川典明	株式会社ミッドランド経営代表取締役、ミッドランド税理士法人代表社員及び株式会社メディカル一光グループ社外監査役であります。 当社の子会社である株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行と株式会社ミッドランド経営との間には、通常の銀行取引のほか、ビジネスマッチング業務に関する契約(株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行が紹介した顧客と同社との間で会計税務に関するコンサルティング契約等が成約した場合に同社から報酬を受け取る契約)があります。また、当社の子会社である株式会社三十三総研と同社との間には、顧問契約があります。なお、株式会社三重銀行とミッドランド税理士法人及び株式会社メディカル一光グループとの間には、通常の銀行取引があります。また、株式会社第三銀行と株式会社メディカル一光グループとの間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	田 取締役会及び監査等委員会への 出席状況			取締役会及び監査等委員会に おける発言その他の活動状況
藤 原 信 義 (社外取締役)	2年	取締役会監査等委員会	12回中12回 13回中12回	主に企業経営者としての豊富な経験や幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
野呂昭彦 (社外取締役)	2年	取締役会監査等委員会	12回中12回 13回中13回	主に行政に携わった経験や幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性 を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
古川典明 (社外取締役)	2年	取締役会監査等委員会	12回中12回 13回中13回	主に公認会計士及び税理士としての豊富な 経験や専門的見地から、取締役会の意思決 定の妥当性、適正性を確保するための監査 及び助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	14	_

(単位:百万円)

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数

普通株式 70,000千株 第一種優先株式 70,000千株

発行済株式の総数

普通株式26,167千株第一種優先株式4,200千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(**2**) **当年度末株主数** 普通株式 13,527名 第一種優先株式 1名

(3) 大 株 主

イ. 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況
体主の氏名文は名称	持株数等 持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,590 ^{千株} 6.08 [%]
銀 泉 株 式 会 社	1,062 4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	998 3.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	819 3.13
株式会社三井住友銀行	776 2.96
第 三 銀 行 職 員 持 株 会	622 2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	571 2.18
三 重 銀 行 従 業 員 持 株 会	484 1.85
株式会社みずほ銀行	445 1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	371 1.41

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数 (8千株) を控除して算出しております。
 - 3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

口. 第一種優先株式

井 主の氏タマけタ称						⊅ ¥\tau	当社への	出資状況			
	株主の氏名又は名称						持株数等	持株比率			
株	式	会	社	整	理		収	機	構	4,200 ^{千株}	100.00%

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ございません。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等該当ございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単1)	•	日万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 中村 哲 也 指定有限責任社員 池ヶ谷 正 指定有限責任社員 内田 宏季	6	報酬等について監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などの適切性・妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 当社、子会社及び子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は97百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

連結計算書類

第2期末(2020年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	215,943	預 金	3,465,927
コールローン及び買入手形	725	譲渡性預金	83,302
買入金銭債権	4,232	借 用 金	110,513
商品有価証券	1,212	外 国 為 替	21
有 価 証 券	879,376	その他負債	30,152
貸 出 金	2,709,768	賞 与 引 当 金	1,218
外 国 為 替	7,758	退職給付に係る負債	942
その他資産	88,241	役員退職慰労引当金	172
有 形 固 定 資 産	27,283	株式給付引当金	117
建物	8,338	睡眠預金払戻損失引当金	318
土 地	14,484	偶 発 損 失 引 当 金	850
リ ー ス 資 産	6	繰 延 税 金 負 債	6,034
建設仮勘定	473	支 払 承 諾	9,895
その他の有形固定資産	3,979	負債の部合計	3,709,468
無形 固定資産	8,640	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,183	資 本 金	10,000
ソフトウェア仮勘定	3,158	資 本 剰 余 金	79,400
リ ー ス 資 産	31	利 益 剰 余 金	127,294
その他の無形固定資産	266	自 己 株 式	△327
退職給付に係る資産	3,455	株 主 資 本 合 計	216,367
繰 延 税 金 資 産	652	その他有価証券評価差額金	11,359
支 払 承 諾 見 返	9,895	繰延 ヘッジ 損益	△58
貸 倒 引 当 金	△20,252	退職給付に係る調整累計額	△574
		その他の包括利益累計額合計	10,726
		非 支 配 株 主 持 分	371
		純 資 産 の 部 合 計	227,465
資産の部合計	3,936,933	負債及び純資産の部合計	3,936,933

第2期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)連結損益計算書

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
科目	金	額
経 資 (首 (日) 一 (日)	36,168 28,212 7,782 12 113 47 14,455 2,283 18,208 10 18,198 1,173 872 6 △ 0 3 118 173 4,121 940 39,390 19,312 816 18,496	71,116
経 常 利 益 特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 特 別 損 失 固 定 資 産 処 分	414 76_ 79	6,178 491 131
減 損 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類	<u>52</u> 3,697 △ 1,653	6,538 2,044 4,493 342 4,151

計算書類

第2期末(2020年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

														(+-1	<u>π · □/기 기/</u>
	科	E	1		金	額			科			▤		金	額
(資産の部	3)						(負債の)部)						
流	動	資		産		1,301		流	動	j	負	l	債		153
現	金及	Ω_{i}	預	金		852		未		払	堻	量	用		69
前	払	費		用		8		未	払	法	人	税	等		8
未収	遗付	法)	人税	等		440		賞	与	i	31	当	金		26
そ		の		他		0		そ			の		他		49
固	定	資		産	1	58,961		古	定	2	負	Į.	債		393
無	形固	定	資	産		3		長	期	:	預	1)	金		393
商		標		権		3		負	債	の	部	合	計		546
投 資	その	他(り資	産	1	58,957	((純資産	産の部)						
関	係 分	会 社	株	式	1	58,903		株	È	Ξ.	資	İ	本	1	59,715
敷				金		43		資		:	本		金		10,000
繰	延税	金金	資	産		10		資	本		剰	余	金	1	48,863
								資	¥ 7		準	備	金		2,500
								7	- n	他資	本	剰 余	金	1	46,363
								利	益	į	剰	余	金		1,179
								7	- n	他禾	ij 益	剰余	金		1,179
									繰起	並 利	益	剰 余	金		1,179
										2	杉	*	式		△327
								純 i	資 産	<u> </u>	部	合	計	1	59,715
資 産	の	部	合	計	1	60,262		負債	及び	純貨	産	の部台	信信	1	60,262

第2期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)損益計算書

(単位	:	百万円)	

		科	:1					=			金		額
		1≥									<u> </u>		
営			業			4	又			益			3,272
	関	係	会	社	受	取	Z	配	当	金	2,2	224	
	関	係	会	社	受	ス		手	数	料	1,0	048	
営			業			引	ŧ			用			973
	販	売	費	及	Ω,	_	般	管	理	費	9	973	
営			業			禾	ij			益			2,299
営		¥	¥		外		Ц	₹		益			0
	受			取			利			息		0	
	雑				収					入		0	
営		¥	¥		外		費	ŧ		用			0
	雑				損					失		0	
経			常			禾	ij			益			2,299
税	=	31	前	当	其	期	純	秉	則	益			2,299
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税		15	
法		人	税		等	1	問	整	<u> </u>	額		11	
法		人		税		等		合		計			26
当		Į	明		純		禾	ij		益			2,272

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社三十三フィナンシャルグループ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任計員 業務執行社員

公認会計士 中村哲也即

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 池 ヶ谷 正印

指定有限責任社員 公認会計士 内田宏季印 業務執行計員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三十三フィナンシャルグループの2019年4月1日 から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資 本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株 式会社=十三フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び指益 の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準におけ る当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国にお ける職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の 責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正 に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するた めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるか どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示 する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表 示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明 することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利 用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監 査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社三十三フィナンシャルグループ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村哲 也@

指定有限責任社員 公認会計士 池 ケ 谷 正 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田宏季印業務執行社員 公認会計士内田宏季印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三十三フィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講 じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

- | 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制 部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて 説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社 の取締役及び監査等委員等と意思疎涌及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社三十三フィナンシャルグループ 監査等委員会

 常勤監査等委員
 坂 本 康 隆 ⑩

 監査等委員
 藤 原 信 義 ⑩

 監査等委員
 野 呂 昭 彦 ⑪

 監査等委員
 古 川 典 明 ⑩

(注) 監査等委員 藤原信義、野呂昭彦及び古川典明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

Memo

Memo

Memo

株主総会会場で案内図

日時

2020年6月19日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

会場

都ホテル 四日市 4階 伊勢の間 三重県四日市市安島1丁目3番38号 電話 059-352-4131





交通のご案内

近鉄四日市駅北口より 徒歩約3分

駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申しあげます。

ご注意

JR四日市駅からお越しの際は、徒歩(約25分)または三重交通バス(約10分)へのお乗り換え(「近鉄四日市」停留所で下車)が必要となります。



株主総会ご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。





環境にやさしい 「植物油インキ」を 使用しています。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。